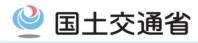
コンパクトシティ形成支援事業



- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する 地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な 評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

●計画策定の支援

内容:立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針等の策定、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画

対象 : 地方公共団体等

補助率:1/2(人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の小規模自治体は550万円まで全額)

●コーディネート支援

内容:まちづくりに関する専門家の活用等対象:地方公共団体と民間事業者等

補助率:1/2、1/3

●居住機能の移転に向けた調査支援

内容:誘導区域外の災害ハザードエリアからの

移転促進調査等

対象:地方公共団体と民間事業者等補助率:1/2(上限500万円/年)

●建築物跡地等の適正管理支援

内容:建築物跡地等の管理支援 対象:地方公共団体と民間事業者等

補助率:1/2、1/3

●誘導施設等の移転促進支援

内容:誘導施設等の除却処分等 対象:地方公共団体と民間事業者等

補助率:1/2、1/3

